第41回

Pan-Pacific Festival 2024

近畿日本ツーリスト

キャリアデザインプログラム

まつりインハワイ4泊6日

Pan-Pacific Festival

世界が集う。感動と友情に出会う。
環太平洋友好の祭典。

Pan-Pacific Festival 2024 を通じて

就活に向けて

将来に向けて

自分が何をしたいのか、何を目指したいのか…
考える機会をつくりませんか？

＊Pan-Pacific Festival（まつりインハワイ）とは…

イベント参加型ツアーの先駆けである『Pan-Pacific Festival』は、日本とハワイの文化、芸能、芸術を通じた交流の架け橋として1980年にスタートし、今回で41回目を迎えます。過去39年間で延べ10万人を超える方々が参加し、それぞれの風土と歴史に育まれた自慢の郷土・伝統芸能、文化などを披露しています。現在は州の公認を受けたハワイで最も大きな文化イベントの１つであり、世界的にも最大・最長の歴史を誇るイベントです。

イベント詳細URL http://matsuri-in-hawaii.com/index.php　まつりインハワイ　検索

ツアー内容

↑ イベント業務（イメージ）

- Pan-Pacific Festivalのイベント運営業務
- 訪日客拡大のための日本(地域)プロモーション業務
- 自分たちで作成したツアープラン検証
- まつりインハワイパレードに参加

事前セミナーでは「旅行会社の仕事内容」「ツアープランニング概論」「グローバル人材に求められるスキル」「ツアープランニング体験」「ハワイでの業務ロールプレイング」などを開催
事後セミナーでは「振り返り」「終了証のお渡し」などを実施します

将来、イベント企画・運営、サービス業、旅行業、プロデュース業で働きたい方におすすめ！

↓ イベントの様子（イメージ）

↓ 日本プロモーションの様子（イメージ）

↓ イベント業務（イメージ）

目指すべきゴール

- ✓ 臨場感溢れる現場を体感しキャリアアップ
- ✓ プレゼンテーション能力（発信力）の向上
- ✓ 社会人としてのマナーの向上
- ✓ 考える力の向上
- ✓ 地域ビジネスの習得
- ✓ 日本文化の普及や異文化交流の理解
- ✓ **国際的な視野で自ら学び考え行動できるキャリアデザインの力を身につける！！**

【募集概要】

⑴ 旅行日程	下記をご参照ください。
⑵ 海外現地研修旅行出発日	**2024年6月6日（木） 旅行期間（ 2024年6月6日（木）～6月11日（火）） ４泊６日**
⑶ 募集人数	30名様限定：全出発地の参加者合計人員30名を定員といたします。 （最少催行人員　15名様）
⑷ 宿泊ホテル	オヒアワイキキ（ １～３名１室・シャワートイレ付ツイン・トリプル） 3名での利用の場合、ベッドは、正ベッド２台＋エクストラベッドになります。

※客室はシャワー、トイレ付です。お客様によってはバスタブ付の客室となる場合があります。お部屋タイプをお選びいただくことはできません。

(5) 利用航空会社	日本航空、全日空、ハワイアン航空、デルタ航空のいずれか（エコノミークラス）

【旅行代金】 おとなお一人様あたり

出発地	3名1室 または相部屋	2名1室	1名1室 （ツイン利用）
成田発	250,000円	260,000円	307,000円
関西発	265,000円	275,000円	322,000円

＜燃油サーチャージ、航空保険料　合計金額目安＞

42,600円
利用航空会社により変動します。また、原油価格の変動により金額が変更される可能性があります。

＜国内空港旅客サービス料、空港旅客保安サービス料、米国空港税・保安税等諸税　合計金額目安＞

成田発の場合 13,456円	空港旅客サービス施設使用料2,640円 空港旅客保安サービス料550円 米国空港税・保安税 69ドル（約10,266円）
関西発の場合 13,366円	空港旅客サービス施設使用料2,780円 旅客保安サービス料320円 米国空港税・保安税 69ドル（約10,266円）

※上記旅行代金と別途上記空港諸税・燃油サーチャージが必要です。旅行代金お支払い時に併せてお支払いください。
※2023年10月現在のレート1.00 USドル＝149.62円を基準にしています。2024年4月1日に確定いたします。変動する可能性がありますので予めご承知ください。
※当ツアーは、18歳未満の方は、お申込みいただけません。
※本旅行は男女別相部屋をお受けします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど部屋をお一人で利用される場合でも追加代金はいただきません。
※利用予定航空会社：日本航空・全日空・デルタ航空・ハワイアン航空

最少催行人員
15名様
定員
30名様
添乗員
全行程同行します。
食事
なし（機内食除く）
旅行代金に含まれるもの
①航空運賃…日程表に記された区間の航空運賃（エコノミークラス運賃）
②宿泊料金…ホテル宿泊料金（洋室1名1室または2名1室または3名1室を基準といたします）税金・サービス料込
③交通機関の料金…ホノルル空港～ホテルまでの送迎費用
④団体行動中の税金およびサービス料、ガイド、アシスタントに対するチップ
⑤手荷物運搬料金…利用航空会社の手荷物規則によります
⑥添乗員経費
⑦国内セミナー費用…４日間のセミナー費用およびセミナー教材費用（セミナー会場までの交通費は含みません）
旅行代金に含まれないもの
上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①食事料金（機内食を除く）
②米国空港税、保安税等諸税
③各地空港旅客サービス施設使用料・旅客保安サービス料
④燃油サーチャージ・航空保険料
⑤日本国内移動交通費
⑥ESTA取得費用➡別途、国内セミナーにてご案内
⑦日本国籍以外の方の米国査証取得費用
⑧旅券印紙代、旅券取得費用
⑨任意海外旅行保険料 ➡別途国内セミナーにてご案内
⑩渡航手続料金（出入国書類作成）
⑪パスポート取得にかかる費用・印紙

旅券・査証について
（１）旅券（パスポート）
有効期限が2024年6月11日以降も有効な旅券が必要です。
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様の責任で行って下さい。お客様のご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることもできます。
（２）査証（ビザ）
目的や日数など旅行内容による条件は満たしおりますので、査証は不要ですが、米国電子渡航認証（ESTA）の登録が必要です。
＊上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
渡航手続代行料金について
この旅行の参加にあたっては、有効な旅券、および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出ください。
(1) 旅券申請書類作成代行 4,400円
(2) 米国のESTA（電子渡航認証）の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認　4,400円
＊弊社にて日本の税関申告書を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡航手続き代行料金がかかります。
＊日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。
(3) 米国のESTA（電子渡航認証）の登録もしくは確認・修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券の有効性確認　6,480円
(4) 米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券・査証の有効性確認 5,400円
＊上記金額には、消費税（10%）は含まれております。旅券印紙代（有効期間10年：16,000円、5年：11,000円）等は含まれておりません。
＊上記金額にはESTA申請料21US$は含まれておりません。なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかります。この場合ESTA申請料は4US$となります。
＊弊社にてESTA（電子渡航認証）の登録、確認・修正後、または税関申告書の作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA申請料および上記渡航手続き代行料金がかかります。
＊日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

【海外現地研修 行程表】

日次	月日曜	発着地 滞在地	現地 時間	交通 手段	内容	食事
1	2024年 6月6日 （木）	成田発 関空 発 ホノルル着	夜 午前 午後 夕刻	 専用車 徒歩	空路、直行便航空機（エコノミークラス）にてホノルルへ向け出発 （日付変更線通過） 到着後、専用車にてワイキキへ プログラム開始 イベント会場視察 ホテルにてオールスタッフ ミーティングに参加 自由行動 OP：「ハワイ留学体験」 ＜ホノルル泊：オヒア　ワイキキ　泊＞	機内食 朝食:× 昼食:× 夕食:×
2	6月7日 （金）	ホノルル滞在	午前 午後 夕刻 夜	各自 徒歩	Pan-Pacific Festival （アラモアナセンターにて） イベント運営サポート ※各自公共交通機関にて移動 ワイキキカーニバル・ブロックパーティー （カラカウア大通りにて） 訪日客拡大のための日本(地域)プロモーション業務 ＜ホノルル泊：オヒア　ワイキキ　泊＞	朝食:× 昼食:× 夕食:×
3	6月8日 （土）	ホノルル滞在	午前 午後	徒歩 各自	ワイキキ周辺ホテル視察 KNTホノルル事務所見学 ツアープランニング検証 （場所は2024年５月実施の事前研修て決定） ※各自公共交通機関にて移動 国内セミナーで作成したオプショナルツアーを検証 実際の様子を自分の目で確認していただきます。 ＜ホノルル泊：オヒア　ワイキキ　泊＞	朝食:× 昼食:× 夕食:×
4	6月9日 （日）	ホノルル滞在	午前 午後 夕刻	各自 徒歩	Pan-Pacific Festival （アラモアナセンターにて） イベント運営サポート ※各自公共交通機関にて移動 まつりインハワイパレード参加 （フォート・デ・ルーシー・～カラカウア大通り～カピオラニ公園にて） キャリアデザイン　総括ミーティング ＜ホノルル泊：オヒア　ワイキキ　泊＞	朝食:× 昼食:× 夕食:×
5	6月10日 （月）	ホテル発 ホノルル発	午前 午後	専用車	専用車にて空港へ 空路、直行便航空機（エコノミークラス）にて帰国の途へ （日付変更線通過） ＜機内泊＞	機内食
6	6月11日 （火）	成田着 関空着	夕刻		通関手続後、解散	

添乗業務研修

早朝 04:00 / 朝 06:00 / 午前 08:00 / 午後 12:00 / 夕刻 16:00 / 夜 18:00 / 深夜 23:00 04:00

【事前・事後国内セミナー】※海外現地研修参加者対象

国内セミナー： 2024年5月に3回、6月に1回（全4日間）実施
※対面での参加が難しい場合オンラインでのセミナーも可能です。

第１回　国内セミナー
日時：2024年5月11日（土）
場所：近畿日本ツーリスト新宿会議室

第２回　国内セミナー
日時： 2024年5月18日（土）
場所：近畿日本ツーリスト新宿会議室

第3回　国内セミナー
日時：2024年5月25日（土）
場所：近畿日本ツーリスト新宿会議室

第4回　国内セミナー
日時：2024年6月15日（土）
場所：近畿日本ツーリスト新宿会議室

↑ 事前セミナーの様子（イメージ）

【ご案内】 ＊お申込みは任意です。旅行契約ではありません。

「総合旅程管理主任者」の資格を取ろう！

この資格は、旅行の際にチーフ添乗員をすることができる資格です。取得には、
①４日間の授業の受講と修了テストの合格
②実務経験を必要とします。
※試験の合格のみを必要とする
「総合旅行業務取扱管理者」とは異なる資格です。
この②実務経験を今回の「キャリアデザインプログラム」にて認定することができます。
このイベントで旅行会社の「現場」を知り、形としての資格を取得することで就職活動の素材となります！
受講費用：お一人様あたり　50,000円（税込）
※授業料、テキスト代、修了試験受験料が含まれています。
最少催行人数：10名

【オプション】 ＊お申込みは任意です。

「ハワイ留学体験」

・現地の学校での語学研修
・会場：Global Village Hawaii
・受講費用：お一人様あたり　＄250（約37,250円）
・2 レッスン（1 レッスン 50 分）
・最少催行人数：5名
海外学生との「交流」を経験することで、就職活動の素材を獲得出来ます！
・6/6(木)16：00～18：00に開催
主催者：グローバルビレッジハワイ
取消料：お申込み後、100%取消料が発生します。
※2023年10月現在のレート1.00 USドル＝149.62円を基準にしています。2024年4月1日に確定いたします。変動する可能性がありますので予めご承知ください。

■申込み期限

2024年3月1日(水)17:00　まで

■申込み方法

お伺い書に必要事項をご記入の上、FAX又はE-mail添付にてお申込みください。

■お申込金の入金

<銀行振込の場合>
「参加確定通知」の通知を受け取った場合、4営業日以内にお申込金としてお1人様50,000円をお振り込みください。
期日までに申込金をお振込みいただくことで、正式な旅行申込みとなります。
期日までに申込金のお振込みが難しい場合は、お振込日を担当者までご連絡ください。
銀行名：三井住友銀行
支店名：ひなぎく支店
口座名：普通
口座番号：2890365
お振込みする際は、ご参加者のお名前をご入力ください。
お振込み手数料は各自にてご負担願います。
お申込みをいただいてからのキャンセルにつきましては、お手数ですが書面（FAXもしくはEメール）にてご一報ください。
お電話のみでのお取消しはお受けできません。
<クレジットカード払いの場合>
決済用のURLをメールにてお送りいたしますので、期日までにお手続きください。

■旅行企画･実施

近畿日本ツーリスト株式会社　横浜支店
〒221-0052　横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィックマークス横浜イースト4階
観光庁長官登録旅行業第2053号、一般社団法人日本旅行業協会正会員、ボンド保証会員、旅行業公正取引協議会会員

旅行業公正取引協議会会員

■お申込み・お問い合わせ

近畿日本ツーリスト株式会社　横浜支店
住所：神奈川県横浜市神奈川区栄町3-4　パシフィックマークス横浜イースト4階
電話番号：045-277-0771　　FAX：045-277-0682
営業時間　平日 10:00～17：00（土･日･祝日･年末年始（12/28　～ 1/5　）休）
※休業日と営業時間外の取消･変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。
総合旅行業務取扱管理者：遠藤仁
※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。
このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

条件算出基準日：2023年10月10日　登録番号 6044-23-10-0022

ご旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の 20%相当額以内の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（「■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料のかかる場合」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェイティングの取扱いについての特約

(1)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(2)日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

■申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(3)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(4)18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(7)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(8) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客さまが出発までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省　海外安全ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/

外務省　海外旅行登録「たびレジ」　https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

外務省　領事サービスセンター（海外安全相談班）　03－5501－8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

レベル1：「十分注意してください。」

イ　通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

ロ　契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

イ　原則催行いたしませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応はロ以下です。

ロ　当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

ハ　同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。

ニ　ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（■旅程保証に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を収受いたしません。

ホ　渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

催行を中止いたします。

衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所　海外で健康に過ごすために　http://www.forth.go.jp/

■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1 人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の 7 日前以降に申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であっても お問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客さまによる旅行契約の解除)

お客さまは、次の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が＊ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目から 31 日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目から 3 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

＊ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客さまによる旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1 ～ 9 に定める事項をいいます。　②旅行代金が増額された場合。　③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

①お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（ピーク時は 33 日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。　②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき　③申込条件の不適合　④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となとき。⑤お客さまが■申込条件(7)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1．契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2．契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3．契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4．契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5．契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6．契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7．契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8．契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9．前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として 1 万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（　）はこども。

北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東･･･17,500（13,200）円

アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国･･･10,000（7,500）円

韓国･･･6,000 円（4,500）円

(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合　全方面･･･1,000 円（大人・こども共通）

＊航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。

安心で安全なご旅行のためにも、お客さまご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。

海外旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。

■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて　　※ＥＵ在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送･宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者に提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」（https://www.knt.co.jp/privacy/web/）をご確認ください。

ハ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ニ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

ホ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ http://www.knt.co.jp からもご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条の 5 により交付する契約書面の一部になります。

2022 年 6 月 13 日改定